平成２５年（フ）第１０４４４号
東京都小金井市東町２丁目29番19号
破産者　有限会社水上設備
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４４５号
東京都小金井市中町２丁目11―26―321
破産者　水上　英治
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４４６号
東京都小金井市中町２丁目11―26―321
破産者　水上　朽美
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４６７号
千葉県茂原市長尾2694番地21
破産者　株式会社千東建設興業
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４６９号
東京都青梅市東青梅１丁目２－５―501
破産者　保坂　憲亮
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２２８号
東京都世田谷区桜丘４丁目13―25―103
破産者　見越　浩一
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３３１号
千葉県船橋市夏見台２丁目14―８　ドリームⅣ―101
破産者　鈴木　信幸
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３５２号
東京都荒川区南千住６丁目50―10　南千住荘管理室
破産者　飯箸　　誠
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４０５号
東京都豊島区巣鴨４－７－２―301、住民票上の住所東京都北区滝野川２丁目60―５
破産者　木村　好一
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４３４号
東京都調布市深大寺東町５丁目19―13　シティハイムフジ１Ｂ
破産者　阿部　良輝
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４５９号
東京都立川市栄町５丁目21―１―924
破産者　清水　君子
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２０７号
東京都町田市木曽東１丁目49番24号　グレース102、開始決定時の住所相模原市南区上鶴間６丁目21番25号　ブライト第２―206
破産者　萩原　一実
1　決定年月日　平成26年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１４号
福岡市早良区次郎丸５丁目14番18―202号
破産者　原田　義晴
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００６号
福岡県太宰府市御笠１丁目２番13号
破産者　永田　陸男
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１９号
札幌市南区川沿16条２丁目７番10号
破産者　川　　弘子
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７３号
札幌市東区北33条東８丁目５番13号　イーストハイム101号
破産者　榎本マリ子
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９１４号
札幌市白石区川下2576番地６　三心館
破産者　伊藤　辰二
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３３号
仙台市若林区新寺４丁目９番５―1005号、従前の住所札幌市西区西野四条８丁目８番14―201号
破産者　大川　剛司
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3042番地　株式会社ナカネ内、住民票上の住所埼玉県熊谷市村岡399番地５　ダイアパレスリバーコート熊谷802
破産者　井上　浩二
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６５８号
大阪市中央区島之内１丁目22番17号ネット堺筋クレア1005号、開始決定時の住所大阪市中央区高津２丁目４番６―906号
破産者　松本　重美
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部